

市民の協働や参画を推進させるための会議について

【提言書の内容】

6 - (2) (仮称) 市民参画協働推進会議の創設

推進会議は、住民協働や住民参加を担保することを目的に設置するもので、市と公募の委員で構成するものとします。推進会議の業務は以下のとおりとします。

- 市民の協働や参画を推進させるために必要な研究、調査の実施及び市への提案
- まちづくりにおける参画・協働の状態の検証及び改善策の市への提案
- 後述する協働のまちづくり提案制度に基づく提案に対する市の対応の確認
- 人材育成に必要な措置の市への提案
- 企画（構想）から検証まで住民がかかわれる仕組みづくり

【自治基本条例の規定（逐条解説より抜粋）】

（検証）

第20条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例に規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。

《説明》

この条例で制定することを規定した、住民参画に関する条例や住民投票に関する条例の策定状況や住民参画の状況など自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているか、また、時代や社会情勢の変化に則したものとなっているか検証する必要があります。

このため、市長は4年を超えない期間ごとに市民が参画する組織を設置して検証を行うこととしています。

【白岡市自治基本条例市民推進会議設置要綱の抜粋】

(設置)

第1条 白岡市自治基本条例に基づき、市政における市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、もって市民主体の自治を実現するため、白岡市自治基本条例市民推進会議を設置する。

第2条 市民推進会議は、次に掲げる事項について、市民の視点から検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 条例第15条第5項の市民の参画に関する事
- (2) 条例第19条第2項の住民投票に関する事
- (3) 条例第20条の規定による検証に関する事
- (4) その他市政における市民の参画と協働によるまちづくりの推進に関する事。

【参考】和光市市民参加推進条例（抜粋）

(推進会議の設置)

第16条 この条例に基づく市民参加を適正に推進し、及び市民参加をより一層推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として和光市市民参加推進会議を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、又は市長に意見を述べるために審議します。

- (1) この条例の運用状況に関する事項
- (2) この条例の見直しに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

3 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する12人以内の委員で組織します。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内で地域活動を行う団体を代表する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 市の職員

4 市長は、前項の規定による委員の委嘱をする場合は、公募による委員が委員総数の3分の1以上となるよう努めるものとします。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に掲げるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。